

区内中小企業人材定着サポート助成金FAQ

No.	質問内容	回答内容
1	どのような経費が対象か。	<p>【職場環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調機器の新設、改修 ・暖房便座の設置 ・託児スペースの設置 ・執務室や作業場の照明LED化 <p>【熱中症対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファン付きベスト、冷却ベスト等 ・空調機器の新設、改修 <p>【就業規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則そのもの ・就業規則に付随するもの（賃金規定、育児・介護休業規定、コンプライアンス規定等） ・就業規則に付随してはいるが、連動して作成・改定することで人材定着に効果があるもの（人事評価制度等）
2	対象外の経費はどのようなものか。	<p>【職場環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品 ・備品 ・娯楽にも活用できるもの（ゲーム機・ソフト、漫画等の本、AV機器） ・社員旅行、懇親会・親睦会等 ・自動車、バイク、自転車、Loop、キックボード、サウナ <p>【熱中症対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食料品 ・保冷剤
3	空調機器の更新をしたいが、【職場環境整備】と【熱中症対策】のどちらでもよいのか。	<p>設置目的や設置場所等により、いずれも選択していただくことが可能です。また、空調機器の購入の場合には、業種や購入目的によっては他の助成金が使われる場合があります（併用は不可）。詳しくは、ホームページ下部にある他の助成金のリンクをご確認ください。</p>
4	対象事業を組み合わせて申請することは可能か。	<p>可能です。すべての事業が3月中旬までに支払いも含めて終了し、専門家派遣の事後確認を3月末までに受けていただくことが必要です。</p>

区内中小企業人材定着サポート助成金FAQ

No.	質問内容	回答内容
5	リース経費（賃借料）は対象か。	熱中症対策経費のみリース経費（賃借料）が対象となります。1年分を限度として、当該年度の3月中旬までに支払い済みの経費が対象となります。 例）6月に空調機器のリース経費で申請した場合、6月～翌5月分までのリース代で3月中旬までに支払いしたことが確認できた分が申請対象額。
6	実施予定期間はどのように記載すればよいか。	【工事等の場合】 契約予定期間をご記入ください。 【物品購入の場合】 契約から納品まで（購入予定日）の期間をご記入ください。 【就業規則等の作成委託の場合】 契約予定期間または、作成依頼日（予定日）から完成予定日をご記入ください。
7	開業したばかりだが、申請できるか。	就業規則の新規作成経費のみ申請可としています。
8	従業員がいない場合は申請できないのか。	従業員がいない場合は、熱中症対策のみ申請できます。
9	家族や役員は従業員に含まれるか。	家族従業員や役員は従業員に含みません。
10	事務所が自宅と兼用の場合で、職場環境整備や熱中症対策は申請できるか。	仕事を行う部屋（休憩室含む）と生活の部屋が明確に異なることが確認できた場合のみ申請可能です。専門家派遣の際に現地を確認させていただきます。
11	職場環境整備は、賃貸物件でも助成の対象となるか。	申請時に賃貸人の署名がある改修承諾書を提出すれば申請可能です。工事等による、賃貸人とのトラブルに関しては、全て申請企業の責任もと対応していただき、区は一切責任を負いません。